

令和5年2月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和5年2月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和5年2月2日（木）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第38号 令和5年度教育行政運営方針の策定について
議案第39号 信篤三つ葉学園わが町・未来探究科の創設について
議案第40号 市川市就学援助実施規則の制定について
議案第41号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
議案第42号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 5 報告第21号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第22号 令和5年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第23号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第24号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止に関する臨時代理の報告について
報告第25号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第38号 令和5年度教育行政運営方針の策定について
議案第39号 信篤三つ葉学園わが町・未来探究科の創設について
議案第40号 市川市就学援助実施規則の制定について
議案第41号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
議案第42号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 2 報告第21号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）（うち教育に関

- する事務に係る部分) に関する臨時代理の報告について
- 報告第22号 令和5年度市川市一般会計予算(うち教育に関する事務に係る部分) に関する臨時代理の報告について
- 報告第23号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第24号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止に関する臨時代理の報告について
- 報告第25号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 3 その他(1) 令和4年度「二十歳の集い」開催結果について
- その他(2) 市川市立第一中学校の通学区域について
- その他(3) 令和4年度教育実践記録論文について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	大高	究
委員	山元	幸惠
委員	広瀬	由紀

6 欠席者

委員	島田	由紀子
----	----	-----

7 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	吉田	一弘
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	奥田	淳
学校教育部学校建設担当参事	佐原	達雄
教育総務課長	町田	茂幸
教育施設課長	小山松	健
青少年育成課長	三浦	将之
社会教育課長	澁谷	裕司
中央図書館長	安永	崇
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	池田	淳一
学校環境調整課	小笠原	勝海

指導課長	富永	香羊子
就学支援課長	秀谷	康久
保健体育課	関原	一久
学校地域連携推進課	榎本	弘美
教育センター所長	大野	孝一

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき
//	副主幹	三河	崇邦
//	副主幹	岩瀬	絢子
//	主 査	新田	伸子
//	主 任	木下	堯

○教育長

それでは、ただ今から、令和5年2月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案5件、報告5件、その他3件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第38号「令和5年度教育行政運営方針の策定について」、報告第21号「令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、報告第22号「令和5年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、報告第23号「市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」、報告第24号「市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止に関する臨時代理の報告について」、報告第25号「市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」は、2月市議会告示前の議案等であり、市川市公文書公開条例第8条第1項第5号に規定する非公開情報に該当するものと認められることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長

ありがとうございました。挙手全員であります。よって、これらの議事につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件がすべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、大高究委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第39号「信篤三つ葉学園わが町・未来探究科の創設について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。議案第39号「信篤三つ葉学園わが町・未来探究科の創設について」ご説明いたします。はじめに提案理由です。恐れ入りますが、議案1ページをお願いいたします。本市で2番目の小中一貫型小学校・中学校として、今年度スタ

ートした信篤三つ葉学園では、来年度の教育課程に、新しい領域わが町・未来探究科を創設する予定となっております。このわが町・未来探究科の創設により、小中一貫型小学校・中学校独自の取組を進め、小中一貫型小学校・中学校の教育課程の特例を活用した取組の充実を図る必要がございます。以上が、本議案を提出する理由でございます。次に、わが町・未来探究科の概要についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案2ページをお願いいたします。まず「1 新しい領域 わが町・未来探究科 の創設について」ご説明いたします。わが町・未来探究科は小中を貫くカリキュラムとして創設いたします。文部科学省の「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」を根拠とし、小中一貫教育の実施に当たり、教育委員会の承認の下、特例として認められているものです。次に「2 わが町・未来探究科の学びについて」ご説明いたします。わが町・未来探究科は、地域の素材をテーマとし、子どもたちが自ら課題を発見し、課題解決の方法を友達や地域の方々と協力して探る、探究のプロセスを大切に学習です。次に「3 わが町・未来探究科で身に付ける子供たちの力について」ご説明いたします。わが町・未来探究科は、これからの社会において必要とされる未知の課題に直面したときに主体的に課題解決を図る資質・能力を育成し、信篤三つ葉学園で目指す児童生徒像の実現や、わが町を大切にする教育の推進を図ります。ここまでの説明を構想図としてまとめたものが、議案3ページにございますので、あわせてご覧いただければと思います。最後に、「4 わが町・未来探究科の実施について」ご説明いたします。令和5年度からの実施にあたっては高谷中学校、信篤小学校、二俣小学校の3校が一体となって、より具体的な活動内容を検討し、今年度中に年間指導計画を作成する予定となっております。なお、わが町・未来探究科の目標は総合的な学習の時間と同一であることから、従来の総合的な学習の時間の時数を充当し実施いたします。説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第39号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、次に、議案第40号「市川市就学援助実施規則の制定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

就学支援課長です。議案第40号「市川市就学援助実施規則の制定」についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案の5ページをお願いいたします。本案件は、就学援助制度につきまして、これまで市川市教育委員会補助金等交付規則に基づき、市川市就学援助実施要綱を定めて運用しておりましたが、一部、規定してい

る内容と実務内容に乖離があったことから整備を行い、今回規則の制定について提案させていただくものでございます。恐れ入りますが、議案の9ページをご覧ください。第10条第1項における、就学援助費を請求する権限につきまして、これまでの市川市教育委員会補助金等交付規則では、対象者が請求しなければならないと規定されておりますが、支給対象となる校外活動等の行事は、学校が把握していることから、学校長が教育委員会へ請求をするよう規定を整備いたしました。規則の施行日は、令和5年4月1日でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。それでは、特に質疑がないようですので、議案第40号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第41号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

就学支援課長です。議案第41号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。恐れ入りますが、議案の15ページをお願いいたします。市川市奨学生選考委員会委員につきましては、市川市奨学資金条例第10条第1項により8名で構成されており、その任期は、第10条第2項で2年と定められております。今回、民生委員児童委員協議会の関係者である委員1名につきまして、12月から市川市民生委員児童委員協議会の会長に就任したことにより、退任の申し出があったことから、次期委員の委嘱につきまして、ご提案させていただくものになります。次期委員の候補者につきましては、議案の16ページをご覧ください。新任候補は、第5号委員、民生委員児童委員協議会の関係者、市川市民生委員児童委員、阿部とみ子氏となります。なお、任期は前任者の残任期間であります令和6年2月5日までとなっております。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますか。特に質疑がないようですので、議案第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第42号「市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。議案第42号「市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明させていただきます。議案の17ページから18ページをご覧ください。この運営協議会は、教育委員会の諮問に応ずる機関として、15名の委員で構成されております。この委員のうち、辞任願の届けがありました1名の委員を解嘱するとともに、市川市少年センター設置条例第6条第1項及び同施行規則第2条の規定に基づき、新たに1名の委員を委嘱するものです。なお、任期につきましても、前任者の残任期間とし、令和5年2月3日から令和5年7月16日までとなります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第42号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「その他」に入ります。その他(1)「令和4年度『二十歳の集い』の開催結果について」を説明してください。

○社会教育課長

社会教育課長でございます。議案19ページ、その他(1)社会教育課をご覧ください。令和4年度「二十歳の集い」開催結果についてご報告いたします。今年度は、大規模改修の完了を受け、3年ぶりに市川市文化会館を会場として、令和5年1月8日、日曜日に開催いたしました。今年度の対象者は、令和4年11月4日現在で4,328名でした。式典につきましても、市長の祝辞や成人式実行委員の代表挨拶のほか、本市に在住のマジシャン、LUNAさんによるマジックショーや、実行委員の進行によるクイズ企画を実施し、歓声を上げることはできませんでしたが、参加者の皆様にとって思い出深い式典となったものと思っております。当日は、感染防止対策の観点からメイン会場となる大ホールに加え、小ホール、地下大会議室及び展示室にライブ中継会場を設け、来場者の分散を図るなどし、2,598人の皆様が来場されました。なお、式典の様相については成人式特設サイトでも動画配信をいたしました。こちらは1月26日現在、再生回数は715回となっております。また、卒業当時の担任の先生からのビデオレターにつきましても特設サイトで配信いたしました。視聴数はこちらも1月26日現在で1,885回となっております。記念品につきましても実行委員の意見を踏まえ、グラスを選定し、会場受付で配付いたしました。対象者に対する参加率が60%と、大変多くの来場者にお越しいただいたことで、先般の報道のとおりご迷惑をお掛けした事例が散見されました。こ

ちらにつきましては、改善の余地があるものと思っておりますので、次年度以降の開催にいかしてまいりたいと思っております。二十歳の集いについての説明は以上です。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。出席した立場では、大変にぎやかで立派な式だったと思います。本当にご苦勞様でした。それでは、特にご質問等ないようですので、その他(1)を終了いたします。続けて、その他(2)「市川市立第一中学校の通学区域について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案21ページをお願いいたします。その他(2)といたしまして、「市川市立第一中学校の通学区域の決定について」ご報告させていただきます。令和5年1月定例教育委員会において、市川市立第一中学校の通学区域について議決を得て、通学区域を決定いたしました。次の3点につきまして、再度整理する必要があることが明らかとなりましたことから、ご説明させていただきます。1点目は、項目2、市川市立第一中学校の住所の扱いでございます。市川市立第一中学校の所在地は、国府台2丁目7番ですが、同住所が当該中学校の通学区域に含まれておりませんでしたので、同第一中学校の通学区域を修正することが必要となりました。2点目は、項目3、市川市立第二中学校の通学区域の扱いでございます。市川市立第一中学校の通学区域外となる住所につきましては、隣接する同第二中学校の通学区域として新たに決定することが必要となりました。3点目は、項目4、市川市立東国分中学校及び同大洲中学校の通学区域の扱いでございます。市川市立第一中学校の通学区域の決定に伴い、同東国分中学校及び同大洲中学校の現行の通学区域の一部が、市川市立第一中学校の新たな通学区域となる住所に含まれることから、同東国分中学校及び同大洲中学校の通学区域についても決定することが必要となりました。以上のことから、今後の対応につきましては、市川市立第一中学校の新たな通学区域及び影響のある同中学校の通学区域を、再度整理させていただいた後、改めて定例教育委員会において、議案として提出させていただきます。報告は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見等はございますか。よろしゅうございますね。特にないようですので、その他(2)を終了いたします。次に、その他(3)「令和4年度教育実践記録論文について」を説明してください。

○教育センター所長

教育センター所長です。議案の23ページをご覧ください。令和4年度も教育実践記録論文募集事業を実施いたしましたところ、一般部門に9編、経験5年以下のフレッシュ部門に4編、合計13編の応募がございました。國學院大学教授の島田由紀子様、教育委員の山元幸恵様をはじめとする審査員の方々に厳正にご審議いただいた結果、一覧表のとおり審査結果となりました。今年度は、1月24日(火)に、生涯学習センター3階の第2研修室にて、表彰式・発表会を行いました。教育長を

はじめ、教育次長、学校教育部長、学校教育部次長、一般財団法人市川教育会館理事長、審査員の皆様、受賞者と受賞者所属長の総勢20名と、小規模での開催となりましたが、3年ぶりの開催が無事に終了いたしましたことを報告いたします。論文につきましては「教育実践記録論文集いぶき」にまとめ、教職員向けにデータベースに保存をして、論文の活用を推進してまいります。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上の説明につきまして、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。山元委員どうぞ。

○山元幸恵委員

この忙しい中、一生懸命このような実践論文を出してくださった皆様に対しては、大変ありがたいことだと思います。ぜひ、努力した論文を今データベースに載せているということもありますが、なかなか自分の方から見るとというのが難しい部分もあると思うので、できましたら、指導課指導主事の方々にも見ていただいて、こういう取組もありますよ、このようなことが使えるのではないですかと、いろいろな場面でご紹介いただけたら、生かせるのではないのかなと思います。せっかくの実践が、より生きますように活用していただけたらと思っております。

○平田史郎委員

ありがとうございます。何かご意見ございますか。

○教育センター所長

貴重なご意見をありがとうございました。学校教育部内でも活用してまいるようにしていきたいと思っております。

○平田史郎委員

そのほか質問等ございますか。特にないようですので、その他(3)を終了いたします。続きまして、非公開の審議に入ります。それでは、教育長、お願いいたします。

○教育長

承知いたしました。それでは、議案第38号、報告第21号、報告第22号、報告第23号、報告第24号、報告第25号につきましては、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、傍聴人及び教育長が指定する者以外は退席をお願いするところですが、指定する者を本日会議に出席している全ての職員とし、傍聴人は本日おりませんので、このまま会議を進めます。それでは、配付物をお願いします。それでは、平田史郎委員、議事の進行をお願いいたします。

○平田史郎委員

それでは、再び務めさせていただきます。議案第38号「令和5年度教育行政運営方針の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第38号「令和5年度教育行政運営方針の策定について」ご説明いたします。恐れ入りますが、お手元の別冊1の1ページをお願いいたします。本議案は、令和5年2月市議会定例会において、教育長が令和5年度教育行政運

営方針の演説を行うにあたり、これを定める必要があるため、議案提出するものでございます。本教育行政運営方針は、5ページから9ページのとおりですが、「構成表」において概要をご説明いたしますので、10ページのA3の資料をお願いいたします。はじめに、本運営方針の構成でございます。左上上段の「1 はじめに」から、「2 教育行政運営の基本方針」、「3 重要な施策」、「4 むすび」と大きく4部で構成しております。それでは、それぞれの構成の概要をご説明いたします。

「1 はじめに」では、市長と教育委員会が、総合教育会議にて現在の教育課題を共有し、市長が新たに市川市教育振興大綱を策定したこと、社会全体で子どもの成長を支えるため学校給食費の無償化の取組を段階的に開始したこと、ウィズコロナにおいても、教育活動の充実を図るとともに、生涯学習の場の提供に努めてきたことなどを主な記載としております。次に、「2 教育行政運営の基本方針」といたしまして、新たな市川市教育振興大綱の具現化を図ること、第3期市川市教育振興基本計画の点検・評価結果に基づく施策の改善、新たな教育課題への対応、以上の3点を基本方針として掲げております。この基本方針に基づいて取り組む新年度の重要な施策を(1)生涯を通じた学び、(2)学校における学び、(3)教育環境の整備の3つの視点から記載をしております。なお、本運営方針の重要な施策は、1月定例教育委員会にて、議決をいただきました「令和5年度教育振興重点施策」を反映したものでございます。それぞれの施策についてご説明いたします。はじめに、(1)生涯を通じた学びについてです。市民がともに学び合い、学びを通じて人と人、地域がつながり、世代から世代へと学びがつながる生涯学習を目指していくといたしまして、①生涯学習の推進、②文化財の保護と活用の2点について、それぞれの施策に係る取組を記載しております。次に(2)学校における学びについてです。すべての子どもたちが個性を發揮して、主体的に未来を切り拓くことのできる、これからの時代を見据えた学びを進めるとして、①学力向上への取組、②望ましい生活習慣を身に付け、体力向上を図る取組の推進・食育の充実、③特別支援教育の推進の3点について、それぞれの施策に係る取組を記載しております。次に(3)教育環境の整備についてです。子どもたちが意欲的な姿勢で学び続けられるよう、安全・安心な教育環境を整えることといたしまして、①すべての子どもたちが安心して学べる教育環境、②食の環境の充実、③地域とともにある学校づくり、④幼保小の連携・小中一貫教育の推進、⑤教育格差の解消、⑥教職員の多忙化解消・働き方改革、以上の6点について、それぞれの施策に係る取組を記載しております。最後に「4 むすび」についてです。本市教育の基本理念であります「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」の実現にむけて、すべての子どもたちが自身の能力を伸ばす機会が与えられ、一人ひとりの夢や思いを実現する教育を進める旨、また、その具現化を図るべく、令和5年度に、第4期市川市教育振興基本計画を策定する旨を記載し、むすびとしております。教育行政運営方針の概要は以上でございます。なお、今後の予定でございますが、本日、議決をいただきましたら、2月市議会定例会の告示日である2月8日に、本運営方針を議会関係者に配布いたします。そして、市議会開会日に、教育長が教育行政運営方針の演説を行う予定となっております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第38号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして「報告」に入ります。報告第21号「令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。追加議案の1ページをお願いいたします。報告第21号「令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。説明が多岐にわたるため、少々お時間をいただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。それでは、議案の2ページから3ページをお願いいたします。令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、意見を求められた市議会提出議案の内容について異議のないものとして、教育長が臨時に代理し、市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告申し上げます。議案の5ページをお願いいたします。はじめに、歳出についてご説明いたします。上段から順にご説明いたします。第11款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費です。第1節・報酬におきまして、当初任用予定の人数と比べ実際に任用した人数が少なかったことから、会計年度任用職員報酬1,500万円を減額するものでございます。同じく第1項・教育総務費、第3目・学校教育指導費です。第18節・負担金補助及び交付金におきまして、市川市立中学校の生徒とドイツローゼンハイム市の生徒との海外交流事業について新型コロナウイルス感染症の影響により従来の派遣・受入事業が中止となり、代替事業の必要経費が当初見込みを下回ったことから、補助金632万4千円を減額するものでございます。続きまして、第2項・小学校費、第1目・学校管理費です。第10節・需用費におきまして、電気料金・ガス料金の高騰により12月市議会定例会で光熱水費の予算措置を頂いたところですが、その後も高騰が止まらず予算不足が見込まれるため、更に2,500万円を増額するものでございます。次に、第11節・役務費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響もあり学校から保護者への電話連絡が増えているところですが、料金プランが従量制であることから電話料金の不足が見込まれるため、通信運搬費320万円を増額するものでご

ざいます。続きまして、第12節・委託料におきまして、事業ごみの塵芥収集運搬料の単価が当初見込みより増加したことにより予算不足が見込まれるため、550万円を増額するものでございます。次に、第14節・工事請負費におきまして、令和5年度実施予定の工事について、国の学校施設環境改善交付金の追加交付決定を受けたことにより工事を前倒して実施するため、校舎等改修工事費として4億7,400万円、トイレ改修工事費として1億6,200万円、合計で6億3,600万円を増額するものでございます。続きまして、第2項・小学校費、第2目・教育振興費でございます。第17節・備品購入費におきまして、グランドピアノ購入に係る入札において契約差金が生じたため学校用備品費509万7千円を減額するものでございます。次に、第18節・負担金補助及び交付金におきまして、保護者の経済的負担軽減を目的としコンクール等の大会に係る参加費用に対し交付金を交付するものですが、上位大会へ出場する件数が当初見込を上回ったことで予算不足が見込まれることから、交付金37万2千円を増額するものでございます。また、第19節・扶助費におきまして、新規入学者の特別支援学級在籍者数が見込みを上回ったことにより、特別支援教育就学奨励費172万円を増額するものでございます。続きまして、第3項・中学校費、第1目・学校管理費及び第2目・教育振興費です。こちらにつきましては、第2項・小学校費でご説明いたしました内容と同様の提案理由でございますことから、説明を省略させていただきます。恐れ入りますが、議案の6ページをお願いいたします。続きまして、第4項・学校給食費、第1目・学校給食費です。第10節・需用費におきまして、学校給食室のガス料金の高騰により光熱水費950万円を増額するものでございます。次に、第12節・委託料におきまして、給食の提供回数が当初見込みを下回っていることから、学校給食調理等業務委託料4,250万円を減額するものでございます。続きまして、第6項・社会教育費、第1目・社会教育総務費です。第1節・報酬におきまして、当初任用予定の人数と比べ実際に任用した人数が少なかったことから、会計年度任用職員報酬500万円を減額するものでございます。また、第12節・委託料におきまして、令和4年度に新規開設した8箇所の子ども教室につきまして、仕様の見直しを図るなどしたことにより契約差金が生じたため、1,038万2千円の減額をするものでございます。第3目・公民館費です。第10節・需用費におきまして、公民館の電気・ガス料金の高騰により、光熱水費500万円を増額するものでございます。次に、第5目・少年センター費です。第7節・報償費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により補導員の活動を自粛していたため、少年補導員報償金100万1千円を減額するものでございます。第7目・少年自然の家費です。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、少年自然の家の臨時休所が続いていることから、第10節・需用費において光熱水費200万円、第13節・使用料及び賃借料において寝具賃借料218万円、合計で418万円を減額するものでございます。第9目・生涯学習センター費です。第13節・使用料及び賃借料におきまして、駐車場管理機器賃貸及び電話交換設備等賃貸の入札において契約差金等が生じたため、273万4千円を減額するものでございます。以上、歳出につきましては、合計で8億8,387万7千円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、152億4,405万2千円となります。続きまして、歳入について主なものをご説明いたします。恐れ入りますが、

4ページにお戻りください。第13款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第9目・教育使用料、第2節・社会教育使用料におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により休所をしております少年自然の家の使用料を減額するものでございます。次に、第15款・県支出金、第2項・県補助金、第7目・教育費県補助金、第3節・学校給食費県補助金におきまして、3人以上扶養する世帯について第3子以降の学校給食費を市が無償とした場合に、令和5年1月より千葉県がその経費の1/2を補助することとなったため、公立学校給食費無償化支援事業補助金を増額するものでございます。次に、第17款・寄附金、第1項・寄附金、第2目・指定寄附金、第1節・指定寄附金におきまして、一般財団法人より奨学資金に対する寄附の申し出があったことから増額するものでございます。次に、第20款・諸収入、第5項・雑入、第6目・雑入、第1節・雑入におきまして、先ほどご説明いたしました学校給食費県補助金に関連して、新たに第3子の対象となる児童の給食費を徴収しないこととするため、減額するものでございます。そのほかの項目につきましては、歳出に係る特定財源の減額又は増額でございます。以上、歳入につきましては、合計で8億1,808万6千円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、42億4,538万6千円となります。続きまして、6ページをお願いいたします。「2. 繰越明許費補正」について、ご説明いたします。第1段・小学校営繕事業、第2段・小学校営繕事業（トイレ改修事業）、第3段・中学校営繕事業、第4段・中学校営繕事業（トイレ改修事業）におきまして、令和5年度から令和4年度に前倒しで実施することとなった工事などにつきまして、年度内での完成が見込めず翌年度に繰り越して執行するため、追加の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。最後に、「3. 地方債補正」についてです。歳入補正のうち、市債・小学校債、中学校債の増額に伴い、市債の限度額についても変更する必要があることから、補正前の限度額である3億2,600万円から、市債の補正額と同額の6億700万円増となる、9億3,300万円へ限度額の変更を要求するものです。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。電気、ガス代の高騰はどうでしょうかね。ずっとですよ。ご苦労様です。よろしく申し上げます。質問は特にないようですので、報告第21号を終了いたします。次に、報告第22号「令和5年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。恐れ入りますが、追加議案の7ページから9ページをお願いいたします。報告第22号「令和5年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。こちらの報告も多岐にわたるため、少々お時間をいただければと存じます。令和5年度市川市一般会計予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、先ほどご説明いたしました報告第21号と同様に、本予算の内容には異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告申し上げます。議案

の11ページをお願いいたします。はじめに、歳出についてご説明いたします。令和5年度の教育費の歳出総額は、146億200万円で、前年度の、140億1千万円に対し、5億9千200万円の増額となっております。主な増減理由といたしましては、第2項・小学校費、第1目・学校管理費におきまして、電気料金・ガス料金の高騰による光熱水費の増額があるものの、工事請負費において校舎等改修のうち国庫補助金対象工事を2月補正に前倒し計上したことなどから、4,242万7千円の減額となるものでございます。第3項・中学校費、第1目・学校管理費におきまして、こちらも同じく光熱水費の増額と、令和4年度は小学校費で実施していた避難所トイレ修繕及びバリアフリー化修繕について、令和5年度は中学校費での実施としたことなどから、1億5,557万3千円の増額となるものです。第4項・学校給食費、第1目・学校給食費におきまして、学校給食費の無償化に伴い保護児童生徒援助費が皆減となったものの、給食室のガス料金の高騰による光熱水費の増額、新たに1校の学校給食調理業務の委託化、学校給食室環境改善のための冷暖房設備導入などから、9,403万9千円の増額となるものです。第5項・学校保健費、第1目・学校保健費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策関連の消耗品について、一定量の在庫が確保できていることなどから1,999万9千円の減額となるものです。第6項・社会教育費、第1目・社会教育総務費におきまして、学習交流施設の廃止に伴い事業費が減額となるものの、子どもの居場所づくり事業拡大に伴い放課後子ども教室8教室を新設することなどから、9,302万2千円の増額となるものです。同項、第2目・文化財費におきまして、継続調査を行う下総国府調査に係る委託料の増額と、北下瓦窯跡公有化に伴う土地購入費の計上などにより、8,761万9千円の増額となるものです。第3目・公民館費におきまして、中央公民館の取り壊し工事が令和4年9月に完了したことなどにより1,242万3千円の減額となるものです。第8目・青少年育成費におきまして、令和4年2月より実施している放課後児童支援員等処遇改善事業について、令和5年度は当初予算にて計上したことなどから、9,977万6千円の増額となるものです。第9目・生涯学習センター費におきまして、電気料金・ガス料金の高騰による光熱水費の増額などから、5,499万1千円の増額となるものです。次に、(2)教育費に係る情報システム関連経費についてです。第2款・総務費、第1項・総務管理費、第12目・情報システム費です。令和5年度の教育事務に係る情報システム関連経費の歳出総額は、17億651万8千円で、前年度の、16億8,200万9千円に対して、2,450万9千円の増額となっております。主な増減理由といたしましては、より安定したネットワークの運用に改めることに伴う移設・ネットワーク再構築委託料などが増額となるものでございます。歳出の説明は、以上でございます。続きまして「歳入」について、ご説明いたします。10ページをお願いいたします。令和5年度一般会計予算の教育費に係る部分の歳入は、20億1,163万3千円で、前年度の35億43万7千円に対して、14億8,880万4千円の減額となっております。主な増減理由をご説明いたします。第20款・諸収入、第5項・雑入、第6目・雑入におきまして、学校給食費の無償化に伴い、前年度計上の学校給食費収入が皆減となることなどから、15億8,253万9千円の減額となるものです。また、第21款・市債、第1項・市債、第7目・教育債におきましては、市債対象工事の件数及び工事費が減となったことなどにより、財源となる市債1億6,010

万円の減額となるものです。歳入の説明は、以上でございます。続きまして、継続費についてご説明いたします。12ページをお願いいたします。継続費は、主に建設事業において複数年度で事業を実施する場合、あらかじめ各年度の予算額を定めることが可能なものについて、総額及び年割額を設定し、議会の議決を得るものでございます。大洲小学校校舎整備事業につきまして、令和5年度・令和6年度・令和7年度の3カ年計画で大洲小学校校舎増築工事を実施するもので、5年度は入札・契約を行い、6年度は3億1,200万円、7年度は4億6,800万円、総額7億8,000万円を計上するものでございます。続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。債務負担行為は、将来支出を伴う債務について、その期間及び限度額を定めるものでございます。第1段、学校保健定期健康診断委託費につきまして、毎年度4月から6月までに実施する定期健康診断を委託するため、令和5年度に次年度の契約手続きを行うことから設定するものでございます。最後に、「4. 地方債」についてです。令和5年度当初予算における教育費の市債の借入限度額は、1億6,590万円で、その内訳は、小・中学校の営繕事業、公民館営繕事業、史跡公有化事業となっております。令和5年度一般会計予算の教育費の説明は以上でございます。続きまして、「令和5年度 主要事業概要」についてご説明をいたします。14ページの事業一覧をお願いいたします。この一覧のうち、(1)主要事業「1 生活基盤づくり重要プロジェクト」、「7 文化・芸術・スポーツの振興」、「10 教育環境の充実」のための、計6つの主要事業についてご説明いたします。15ページをお願いいたします。学校給食室運営事業・学校給食費管理事業は、給食を安全に安定して提供することを目的とし、学校給食の調理業務委託等を行うとともに食材等の購入及び学校給食費の一部の徴収を公会計により一括して管理するものでございます。令和5年度は、市立小・中・義務教育・特別支援学校の全学校において、学校給食費の無償化を実施してまいります。16ページをお願いいたします。埋蔵文化財調査事業でございます。奈良・平安時代の地方都市の一つである下総国府の様相を探る手掛かりを得るため、国府台公園野球場及びその周辺の発掘調査を行うものでございます。令和5年度は、調査範囲を広げ一部については遺構の掘削等を行うなど、全体像をより正確に把握するよう調査を進めてまいります。19ページをお願いいたします。子どもの居場所づくり事業でございます。放課後等において子どもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、自由遊びを基本としながら、学習支援、スポーツ等の活動プログラムを実施するものでございます。令和5年度は、昨年度に引き続き新たに8箇所の「放課後子ども教室」の開室を予定しており、さらなる充実を図ってまいります。20ページをお願いいたします。小学校営繕事業（学校照明LED化工事）でございます。省エネルギー化の一環として学校照明のLED化を推進するものでございます。令和5年度は、令和4年度国庫補助金を活用し、繰越明許費を設定したうえで、市内5つの小学校の照明をLED照明に切り替えてまいります。21ページをお願いいたします。学校給食室環境改善事業でございます。本事業は、猛暑化の熱中症対策など、学校給食室における職場環境改善を目的とし、冷暖房設置のない全ての学校給食室に冷暖房設備を導入するものでございます。令和5年度夏季休暇期間に、小中学校合わせて冷暖房設備が未設置の39校の給食室に冷暖房設備を導入する予定でございます。最

後に、22ページをお願いいたします。小学校校舎整備事業（大洲小学校校舎増築工事）でございます。児童が急増する見込みの大洲小学校本校舎の普通教室等の不足を解消するため、新たに校舎棟を増築するものでございます。令和5年度から7年度の3カ年の継続費を設定し、令和5年度は設計施工一括発注による入札を実施し、施工業者の決定及び契約を行う予定でございます。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。山元委員。

○山元幸恵委員

ご説明ありがとうございました。2点質問させていただきます。まず、11ページの令和5年度の一般会計の中で、歳出の部分で教育センター費が約10%減になっているのですけれども、これについての理由をお尋ねします。2点目ですけれども、先ほどの重要施策の中で、教育環境の充実、子どもの居場所づくり事業が出てまいりました。本当に今、子どもたちが安全に過ごせるためのこの事業というのは、非常に重要と考えるのですけれども、以前、市川市ということではなく全国的な中で、この場における例えば不適切な指導であったり、安全確保が不十分であったりなどのトラブルを耳にした記憶がございます。現在、どんどんと新たな開設も予定されているところですが、適切な人材の確保ですとか、安全管理などは、なかなか大変なことだと思います。これについては、どのような取組が行われているのか教えていただければと思います。以上2点です。

○平田史郎委員

それでは、回答をお願いします。

○教育センター所長

教育センター所長でございます。一番大きいところは、物品修繕料、タブレット等の修繕料でございます。来年度、タブレットの予備機を増やす予定になっておりまして、それに伴って、今年度は全て直していたタブレットの修繕料がかなり減額になるところが一番大きなところでございます。あとは、こまごまとしたものでございます。

○平田史郎委員

それでは、続けて、誰かご回答いただける方をお願いします。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長でございます。子どもの居場所づくり事業といたしまして、当課では、放課後子ども教室を実施しております。現在、放課後子ども教室において大きな事故等の報告は入っておりません。また、直営の教室におきましては、当課の担当職員も常に小さなことでも情報を得て、研修等も行っております。また、委託業者におきましては、仕様等で安全面について謳っておりまして、きちんと管理をいただいているところで、特に心配されるような事案等は今のところ、入ってきておりません。以上でございます。

○平田史郎委員

山元委員よろしゅうございますか。

○山元幸恵委員

タブレットの修繕等、困ることがなければ、それで本当にありがたいことだと思います。子どもの居場所づくり事業に関しては、委託等も入っていると思いますけれども、いずれにしても親御さんが安心できる環境の提供ということで、引き続き積極的に状態を把握していただくようお願いしたいと思います。以上です。

○平田史郎委員

それでは、山元委員のご意見をよろしくお願ひしたいと思います。そのほかございますか。特にないようですので、報告第22号を終了いたします。次に、報告第23号「市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○青少年育成課長

青少年育成課長です。報告第23号「市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明いたします。議案の25ページから27ページをご覧ください。市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、先ほどご説明いたしました報告第21号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理し市長へ回答いたしましたので、ご報告申し上げます。それでは、議案の28ページをご覧ください。本議案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、放課後児童健全育成事業者に対し、所要の改正をすることから本条例の一部を改正するものでございます。改正の内容として、追加の項目といたしまして3点ございます。1点目は、第7条の2「安全計画の策定等」として、放課後児童健全育成事業を利用している児童の安全の確保を図るため、事業所ごとに設備の安全点検に関する事項、職員や利用者等に対する安全に関する指導、職員の研修や訓練に関する事項及び事業所における安全に関する事項についての計画の策定を義務付けるものです。2点目は、第7条の3、事業者が利用者の移動のために自動車を運行する場合は、乗車及び降車の際に利用者の所在を確認することを事業者に義務付けるものです。3点目は、第13条の2、業務継続計画の策定等として、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるほか、職員に対し、必要な研修や訓練を実施するよう努めるとし、当該計画を定期的に見直し、必要に応じて計画の変更をするよう努めるものであります。また、改正の項目といたしまして、第14条第2項における衛生管理等の規程に関し、感染症及び食中毒の発生やまん延防止について「必要な措置を講ずる」としていたところを「予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施する」といたしました。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上の説明につきまして、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。特にご質問等ないようですので、報告第23号を終了いたします。

す。次に、報告第24号「市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○社会教育課長

社会教育課長です。報告第24号「市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の31ページから33ページをご覧ください。市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止につきましては、先ほどご説明いたしました報告第21号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理し市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは、議案の34ページをご覧ください。市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてです。本件につきましては、令和5年1月5日の定例教育委員会において施設の廃止についてお諮りし、ご承認をいただいたことを踏まえ、令和5年1月19日の庁議において、当該条例の廃止について市議会2月定例会において議案として提出する旨、承認をいただきました。この議案が承認されたのち、市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例が令和5年4月1日をもって施行され「学習交流施設 市本」は廃止されることとなります。説明は以上となります。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見等がございますでしょうか。それでは、特にないようですので、報告第24号を終了いたします。次に、報告第25号「市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○考古博物館長

考古博物館長です。報告第25号「市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案35ページ及び38ページをご覧ください。博物館法が令和5年4月1日に改正されることに伴い、条文の整理を行ったため、先ほどご説明いたしました報告第21号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理し市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。内容につきましては38ページをご覧ください。改正は2点です。第1条中の「第18条の規定に基づき、博物館」を「第2条第1項に規定する博物館」に改める、もう1点は、第9条中の「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める、この2点となります。なお、この条例は令和5年4月1日から施行することとなります。説明は以上となります。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見等がございますか。よろしゅうございますね。特にないようですので、報告第24号を終了いたします。それでは、本日予定しておりました議事はこれで終了いたします。では、教育長にお返しいたします。

○教育長

承知いたしました。それでは、これをもちまして、令和5年2月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時05分閉会)